

令和2年度 出雲市社会福祉法人指導監査実施計画

出雲市社会福祉法人指導監査実施要綱第7条の規定に基づき、令和2年度の社会福祉法人に対する指導監査の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手として福祉サービスの供給の確保を図るとともに、地域社会への貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど極めて公益性・非営利性が高い存在であることから社会的な信頼や期待も非常に大きい。

このことから、法人本部監査にあたっては、法人の自主性及び自立性を尊重しつつ適正な経営が行われているかを、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ特に次の事項に留意して指導監査等を実施する。

また、平成28年3月31日に成立・公布された改正社会福祉法に的確に対応しているか、社会福祉法人指導監査要綱（平成29年4月27日付け厚生労働省三局長通知）の別紙として示されている「指導監査ガイドライン」に基づき、3に定めるところにより計画的に実施する。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び施設運営の確保
- ②法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

2 重点指導監査項目

社会福祉法の改正（平成29年度から施行）に伴い、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要があるため、改正事項を中核に据えた監査を行う。

また、従前からの一般監査において特に指摘事項の多かった項目、他でみられた特別監査を実施するに至った不祥事案の発生原因を、重点指導項目として設定する。

【法人本部】

- ①組織運営関係
 - ア 定款及び諸規程の整備
 - イ 適正な評議員及び役員等の選任手続き及び適正な理事会・評議員会運営の確保（議事録の適正な作成）
 - ウ 監事監査機能の強化
- ②管理関係
 - ア 経理規程に則した適正な会計処理
 - イ 適切な資産管理
 - ウ 定款、計算書類等の備え置き、情報の公表
 - エ 役員等報酬の支給状況の確認

3 指導監査の対象・実施時期及び実施形態

指導監査の対象、実施時期については別に定める。また、実施形態については実地監査とする。

4 監査調書

監査調書の様式は「社会福祉法人監査調書【法人本部】【会計管理編】」とし、内容は別に定める。